

市相一陳情 第121号
平成16年2月12日

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター
理事長 横田 克巳 様

秋田市長 佐竹 敏



「保健所についての要望書」について（回答）

平成16年1月19日付けでご要望のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

今後とも、本市市政の推進にあたり、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等、関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること。
2. 学校を含む公共施設における室内環境の保全のために、担当部局へ働きかけ、連携して、以下について取り組むこと。
 - (1) 公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。
 - (2) 公共施設の室内空気質濃度の定期測定のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等、必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにしたうえで、適切な対策を行うこと。
 - (3) 公共施設の禁煙化を推進すること。
3. 教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報交換を行い、発症している児童生徒の就学対策や、児童生徒の発症予防に取り組むこと。

4. 建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合に、できる限り有害化学物質を減らしたり、発症者の工事期間中の避難場所を確保する等の取り組みを行うこと。
5. 福祉、労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護の手続きが支障なく進むよう、取りはからうこと。
6. 化学物質過敏症、シックハウス症候群の発症者が、年齢別健康診断（乳幼児検診、がん検診等）等の公共サービスを受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはからうこと（実施場所の室内空気質改善、医療器具・消毒方法の配慮等）。
7. 医師会、医療機関と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者が身近な医療機関で他の疾患も含めて受診できるよう取りはからうこと。
8. 発症者居住地の周辺住民に対し、化学物質過敏症、シックハウス症候群への理解と協力を求めること（農薬・殺虫剤散布、野焼き等の制限等）。
9. 化学物質が健康へ与える影響等について、学習会等により市民へ啓発すること。

まず、シックハウス症候群についてですが、室内空気中の化学物質による健康影響、いわゆる「シックハウス症候群」に関して、本市ではシックハウス症候群に関する情報の収集や、国が行う研修会等に職員を参加させることにより、市民からの相談や学習会の開催等に対応できるようにしているほか、市のホームページ等に掲載し、広く情報を提供しているところです。

また、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象となる建築物の建設および改装があった場合には、ホルムアルデヒドの測定結果を報告させ、管理基準の適合状況を確認しているほか、市民から住居内のホルムアルデヒド等の測定依頼があった場合には、簡易測定を実施するとともに、住居内の状況を勘案し、改善策等を提案しています。

また、各小・中学校の改築、新築の際には使用する建材等に含まれる化学物質に関して基準値以下となるよう十分配慮しており、引き渡しの際にはホルムアルデヒド等の測定を行っています。また、換気扇を設置するなどして日頃から適切な換気に努めています。

次に、禁煙対策についてですが、健康増進法の趣旨を踏まえ、さまざまな機会をとらえて喫煙と受動喫煙対策について啓発し、公共施設にとどまらず、民間事業所における禁煙・分煙運動の推進に取り組んでまいります。

化学物質過敏症については、本態性多種化学物質過敏状態、いわゆる「化学物

質過敏症」に関しては、多様な症状がありその原因や発病の機構について未だ不明確であること、一定の定義や客観的な診断基準がない状況にあると考えられることから、環境省、厚生労働省の動向を見ながら対応について検討してまいります。

なお、化学物質過敏症を訴える方の各種検診や健康不安、医療機関等に関して相談があった場合には、十分に対応してまいります。

以上のことを踏まえ、ご要望のありました事項については、医師会等関係機関および庁内各部局と十分協議の上検討してまいります。

【問い合わせ】

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市 企画調整部 市民相談室

広聴担当

TEL 018-866-2039

FAX 018-866-2281